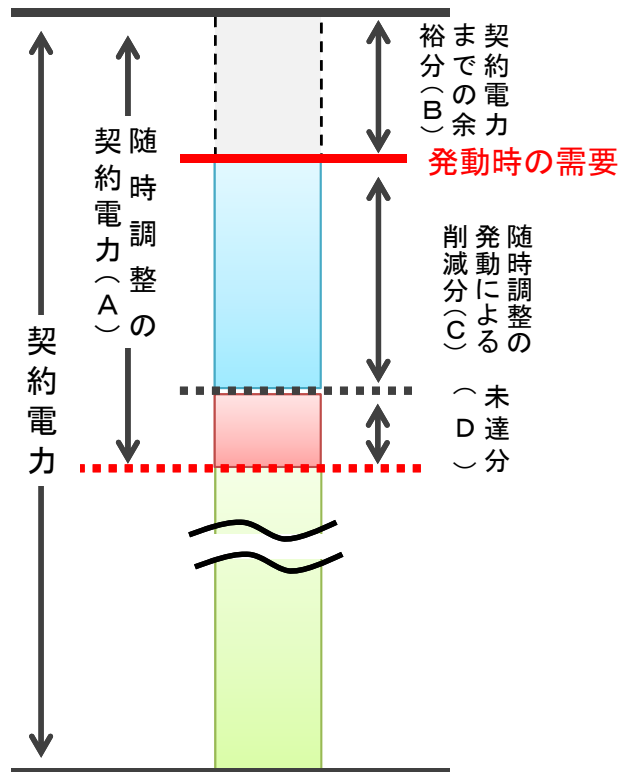


需給調整契約について(随時調整契約)

○電源トラブルや系統事故により電力不足が懸念されるときに、電気料金の割引を受ける代わりに、電力会社からの事前通告により、電力の使用の一部又は全部を抑制する契約。主として、夏期ピーク時において、電源トラブルなどによる需給の逼迫時に、事前(例えば3時間前、1時間前など)の通告により電気の使用を調整。

(イメージ)



＜契約の基本的な考え方＞

【料金構成】

基本となる需給契約から、需給調整契約を締結することにより割り引かれる「契約割引」(＝待機料金的な位置づけ)と、実際に調整が実施された場合に割り引かれる「実施割引」から構成される例が多い。

【契約割引】

○[円/kW・回] × 契約電力(A [kW]) × 契約上の発動上限回数[回]

【実施割引】

▲[円/kW・回] × 実績調整電力(B+C) [kW] × 実際の発動回数[回]

【ペナルティ】

各社により異なるが、(1)未達分(D)について実施割引の1.5倍の支払を求める、(2)特段のペナルティはないが、未達分(D)が契約電力(A)の30%を上回る場合は割引しない、等がある。

【契約の要件】

随時調整契約の多くは、契約電力と実際の需要の差分(B)が実績調整電力(B+C)に含まれるため、実効性を確保する観点から、各社においては契約にあたり、契約電力の○%以上または○kW以上調整可能といった条件を付している。

需給調整契約について(計画調整契約)

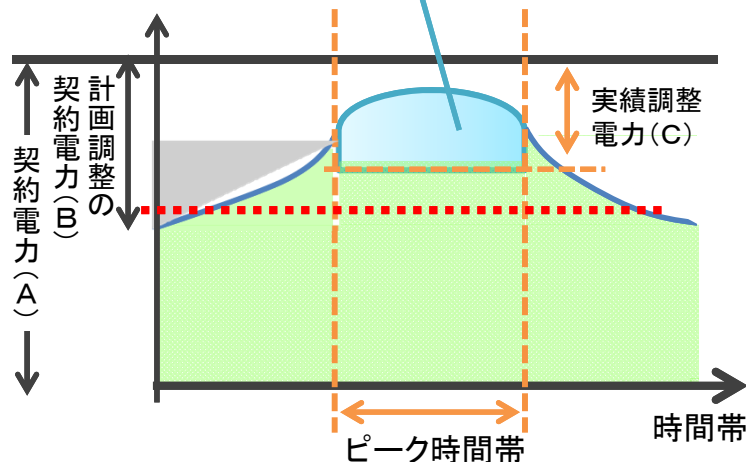
○夏期ピークとなる平日の昼間等における電気の使用を、計画的に削減する契約。

①夏期ピークとなる平日に夏休みや生産設備の補修等を設定したり、需要家の自家発を稼働させたりすることなどにより、計画的に日中の電気の使用を削減(ピークカット)。

②夏期ピークとなる時間帯に昼休みをずらしたり、工場の生産工程の工夫によりピーク時間における高負荷機器の使用を抑制することなどにより、計画的に電気の使用を調整(ピークシフト)。

(イメージ)

計画調整契約による削減
(作業時間のシフトや、
自家発稼働等)



(注) 計画調整契約は、新電力においても実施可能な非規制分野における個別取引であり、各社の経営情報に当たると考えられることから、契約の詳細は非公表とする。

＜契約の基本的な考え方＞

【料金構成】

随時調整契約とは異なり、事前に定めた時間帯の需要を計画的に削減する契約であることから、契約料金(待機料金)はなく、「実施割引」のみのケースがほとんど。

【契約割引】

なし

【実施割引】

割引単価[円/kW・時間・月] × 実績調整電力[kW] × 調整時間[時間]

【ペナルティ】

実績調整電力(C)が計画調整の契約電力(B)の70%を下回る場合は契約不調として割引しない、等がある。

ある社の割引額の例

◆ピーク時間において、1ヶ月(平日20日間)にわたり毎日1時間需要を抑制する場合:

$$798(\text{円}/\text{kW}\cdot\text{時間}\cdot\text{月}) \times \text{実績調整電力}C(\text{kW}) \times 1(\text{時間}) \times 1(\text{月}) \\ = 798(\text{円}/\text{kW}) \times \text{実績調整電力}C(\text{kW})$$

各社の需給調整契約の単価について(第2回委員会資料再掲)

需要家が需給契約を実際に行う場合には、いずれの場合も下記に加えて、需要抑制分に係る購入費用が不要になるので、この分の経済メリット(十数円/kWh)も考慮する必要がある。

○北海道電力

- ・計画調整契約 : 約24円/kWh(夏季操業調整契約)
※1日12時間抑制
- ・随時調整契約 : 約184円/kWh(瞬時調整契約)
※1回当たり4時間抑制する場合

○東北電力

- ・計画調整契約 : 約37円/kWh(ピーク時間調整契約)
※1日3時間、1ヶ月(20日間)抑制する場合
- ・随時調整契約 : 約65円/kWh(緊急時調整契約)
※調整上限時間240時間、調整回数20回とした場合(1回当たり12時間抑制する場合)

○東京電力

- ・計画調整契約 : 約45円/kWh(ピーク時間調整契約)
※ピーク時間において1時間、1ヶ月(20日間)抑制する場合
- ・随時調整契約 : 約160円/kWh(緊急時調整契約)
※1回当たり3時間抑制

○中部電力

- ・計画調整契約 :
 - ・約20円/kWh(夏季休日・夏季操業調整契約)
※1日9時間抑制
 - ・約36円/kWh(ピーク時間調整契約)
※1日1時間、5日間抑制する場合
- ・随時調整契約 :
 - ・約273円/kWh(瞬時調整契約)
※1回当たり3時間抑制
 - ・約119円/kWh(緊急時調整契約)
※1回当たり3時間抑制

○関西電力

- ・計画調整契約 : 約40円/kWh(ピーク時間調整特約)
※ピーク時間において1時間、1ヶ月(20日間)抑制する場合
- ・随時調整契約 : 約143円/kWh(通告調整特約)
※1回当たり5時間抑制する場合(合計20回を上限)

○北陸電力

- ・計画調整契約 : 約20円/kWh(夏季休日契約)
※1日7時間抑制
- ・随時調整契約 : 約189円/kWh(瞬時調整契約)
※1回当たり4時間抑制

○中国電力

- ・計画調整契約 : 約49円/kWh(ピーク時間調整契約)
※1日1時間、1週間(5日間)抑制する場合
- ・随時調整契約 : 約86円/kWh(緊急時調整契約)
※1回当たり6時間抑制する場合

○四国電力

- ・計画調整契約 : 約33円/kWh(夏季ピーク調整契約)
※ピーク時間において1時間、1ヶ月(20日間)抑制する場合
※随時調整契約は系統事故時が要件のものしかない

○九州電力

- ・計画調整契約 :
 - ・約23円/kWh(夏季休日・夏季操業調整契約)
※1日9時間抑制
 - ・約48円/kWh(ピーク時間調整契約)
※ピーク時間において1時間、1ヶ月(20日間)抑制する場合
- ・随時調整契約 : 約158円/kWh(緊急時調整契約)
※1回当たり3時間抑制する場合(調整時間は発動時点で決定)

随時調整契約の事例(1)

(項目)		A社	B社	C社	D社	E社
1	契約の前提条件	(1)瞬時調整契約 1万kW以上調整可能 (2)通告調整契約 1,000kW以上調整可能	(1)通告調整特約 原則500kW以上調整可能 (2)瞬時調整特約 原則5,000kW以上調整可能	500kW以上調整可能		(1)緊急時調整契約 特別高圧の需要家で契約電力の20%以上調整可能 (2)瞬時調整契約 契約電力1万kW以上の需要家(最低保安電力まで抑制可能) (3)スポット負荷調整契約 特高・高圧(500kW以上)の需要家
2	ベースとなるkWあたりの支払額(割引額)	(1)瞬時調整契約 756(円/kW・回) (2)通告調整契約 63(円/kW・回)	(1)通告調整特約 契約割引なし (2)瞬時調整特約 714.0(円/kW・回)	514.50(円/kW・回) × 1/2		(1)緊急時調整契約 472.5(円/kW・回) × 1/2 (2)瞬時調整契約 997.5(円/kW・回) (3)スポット負荷調整契約 なし
3	実施の際のkWあたりの支払額(割引額)	(1)瞬時調整契約 [通告:直前、調整時間:4時間、実施回数:12回以内] なし (2)通告調整契約 [通告:前日15時まで、調整時間:3時間、実施回数:20回以内で協議により決定] 63(円/kW・回)	(1)通告調整特約 [通告:前日の15時まで、調整時間:上限5時間、実施回数:7~9月の間で原則として20回以内] 714.0(円/kW・回) (2)瞬時調整特約 [通告:直前まで、調整時間:上限5時間、実施回数:年間20回以内] 実施割引なし	[通告:2時間前、調整時間:6時間以内、実施回数:20回以内] 514.50(円/kW・回) × 1/2	なし(現状は、系統事故時等に対する瞬時調整契約しかないが、今後需給逼迫に対応する通告型随時調整契約を導入予定。)	(1)緊急時調整契約 [通告:30分前、調整時間:上限なし、実施回数:20回以内] 472.5(円/kW・回) × 1/2 (2)瞬時調整契約 [通告:需給ひっ迫時および系統事故時等に即応、調整時間:上限なし、実施回数:10回以内] なし (3)スポット負荷調整契約 [通告:前日または当日、調整時間:指定時間の中から1時間単位で需要家が選択、実施回数:上限なし] 315.0円/kW・時間
4	実効率が低かった場合のペナルティの有無および額	(1)翌年度の契約更改時に実績を勘案し契約について協議 (2)通告調整契約調整電力の実績が契約を下回る場合、割引額を減額	(1)通告調整特約 実績調整電力が契約調整電力の70%を下回った場合は割引なし (2)瞬時調整特約 実績調整電力が未達となった場合、未達となった電力に割引単価を乗じてえた金額の1.5倍の未達補償金を申し受ける。	未達分は割引対象外。 翌年度の契約更改時に実績を勘案し契約について協議		(1)緊急時調整契約 472.5(円/kW・回) × 2 (2)瞬時調整契約 997.5(円/kW・回) × 2 (3)スポット負荷調整契約 不実施の場合割引なし

随時調整契約の事例(2)

(項目)		F社	G社	H社	I社
1	契約の前提条件	特別高圧の需要家	特別高圧は昼間 2,000kW以上、大口高 圧は昼間500kW以上 調整可能	契約電力の20%以上または 1,000kW以上調整可能	(1)瞬時調整契約 5,000kW以上調整可能 (2)緊急時調整契約 契約電力の20%以上または 1,000kW以上調整可能
2	ベースとなるkWあ たりの支払額(割引 額)	367.5(円/kW・回)	388.5(円/kW・回)	<非発動分に対する割引> [通告:3時間前] $472.50 \times 1/2$ (円/kW・回) [通告:1時間前] $546.00 \times 1/2$ (円/kW・回)	(1)瞬時調整契約 $819 \times 1/2$ (円/kW・回) (2)緊急時調整契約 $357 \times 1/2$ (円/kW・回)
3	実施の際のkWあた りの支払額(割引 額)	[通告:系統事故等に 即応(30分前又は無 通告)、調整時間:4時 間、実施回数:10回以 内] 367.5(円/kW・回)	[通告:2時間前、調整 時間:一回当たりの上 限なし(年間240時間 限度)、実施回数:30 回以内で協議により決 定] 388.5(円/kW・回)	<発動分に対する割引> [通告:3時間前、調整時間:3時間、 実施回数:協議により決定(上限10 回)] 472.50 (円/kW) [通告:1時間前、調整時間:3時間、 実施回数:協議により決定(上限10 回)] 546.00 (円/kW)	(1)瞬時調整契約 [通告:1時間前、調整時間:3時 間、実施回数:15回以内] $819 \times 1/2$ (円/kW・回) (2)緊急時調整契約 [通告:3時間前、調整時間:3時 間、実施回数:15回以内] $357 \times 1/2$ (円/kW・回)
4	実効率が低かった 場合のペナルティの 有無および額	未達分は割引対象外	未達分は割引対象外	未達分は割引対象外	(1)瞬時調整契約 ・未達分について割引単価(819 円/kW・日)の1.5倍 (2)緊急時調整契約 未達分は割引対象外